

自然災害発生時の措置について

(令和5年4月)

気象警報が発表されたり地震が発生した場合の緊急措置についてのものです。各ご家庭で見やすい場所に掲示して、緊急時にご対応ください。状況によって具体的な措置については緊急メール等で連絡する場合がありますが、連絡なき場合は下記措置をとります。

《 1 . 気象警報発令時措置 》

茨木市に ● 「**暴風警報**」 もしくは、

● 「**特別警報** (大雨・大雪・暴風・暴風雪)」

が発表された場合のみ下記の措置をとります。

1	午前7時の時点で暴風警報発表中の場合	自宅待機
2	午前9時までに暴風警報が解除された場合	解除の時点で集団登校 (給食)
3	午前9時に暴風警報が解除されていない場合	臨時休業

7:00~7:30の間に解除・・・8:30までに登校、7:31~8:00の間に解除・・・9:00までに登校

8:01~8:30の間に解除・・・9:30までに登校、8:31~9:00の間に解除・・・10:00までに登校

※ **午前9時までに解除された場合でも、「給食を提供します」ので弁当は不要です。**

※ 暴風警報以外の「大雨」「大雨・洪水」などの警報が発表された場合は、臨時休業ではありません。増水等安全に注意し、平常通り登校させてください。

※ 登校後に「暴風警報」が発表された場合は、原則としてその時点で**集団下校**となります。給食は極力実施する方向で考えます。集団下校する場合は担当教員が引率しますが、地区委員さん(通安協)をはじめ、保護者の皆様のご協力をお願いします。

※ 暴風警報発表が予想される場合の行動については、児童と話し合っておいてください。
・家に家族がいるので家に帰る。 ・家に誰もいないので一人で留守番をする。
・親戚または近所の知人の家に帰る。等

《 2 . 「避難勧告」「避難指示」発令時措置 》

登校前の場合、「暴風警報発令時」と同じ対応になります。

● 校区内に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されているときは、状況に応じて臨時休校等の措置をとる場合もあります。その時は、学校からメール等で連絡をします。

《 3 . 地震発生時措置 》

1	大地震(震度5弱以上)が発生した場合	
	始業前	臨時休業 登校中の場合は、学校へ向かう。(運動場集合)
	在校時	授業中止⇒保護者引き渡し:保護者へ直接引き渡すのを原則とする。 引き渡すまで学校で保護・監督する。
	下校時	下校中の場合は、自宅へ向かう。
2	震度4以下の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休業の連絡がない限り登校する。	

※引渡しは状況に応じて運動場か学級で行います。落ち着いて、自宅の安全を確認し、名札を着用し、学校までの道路の安全を確認しながら、迎えに来てください。